

審査業務におけるコロナ感染症対策について(2021年1月7日公表)

中部産業連盟の新型コロナウイルス感染症への対応に、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

プライバシーマーク制度はJIPDECの判断に基づき、感染症拡大防止に配慮したうえで審査業務を実施しております。

2021年1月7日にJIPDECの最新情報の公表に併せて、更新しました。

中部産業連盟は、対象都道府県の要請等の状況を鑑みながら感染防止対策に最大限配慮して実施しております。

それに伴い、事業者様におかれましては、引き続き感染拡大防止対策へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

<審査員の感染症対策について>

- ①審査先/事務所に出かける前に、検温、体調が平常（嗅覚/味覚/だるさ等）と変わらないことを確認し、体調不良等の症状がみられた場合には、審査員の変更、又は、審査の延期をします。
- ②審査先/事務所へ入館/入室に際しての手洗い、又は手指を消毒します。
- ③審査中/事務所での作業中は、マスクを着用し、1時間に一回程度休憩をします。
- ④審査中/事務所での打合せ時等は、相手と1m以上離れる、若しくは対面にならない様に配慮します。
- ⑤審査中は、同席者が最小限となるよう配慮します。（開始時/終了時も含めて）
- ⑥大声で会話をしません。
- ⑦エビデンス（書類等）への接触機会/時間を減らします。

JIPDECの感染症拡大防止対策案を基に、上記対策を実施しております。【[JIPDEC HP](#)】（2021年1月7日更新）

<現地審査にあたり事業者様にお願いをしたいこと>

- ①審査中は、マスクの着用をお願いします。
- ②空気換気の為、1時間に1回程度の休憩を挟みながら実施します予めご理解をください。
- ③審査会場は、審査員と1m以上離れる、若しくは対面にならない様な場所の確保をお願いできましたら幸いです。（事務所の規模によって、当日担当審査員と相談をしながら進めさせていただきます。）
- ④審査会場に大勢の方がご出席いただくのはご遠慮ください。
- ⑤会話は大声で実施しません。聞き取りづらい場合もあるかと思いますがご容赦ください。
- ⑥平時は公共通機関を利用して現地審査先へお伺いしますが、感染症対策の一環として自家用車の利用をご相談させていただくことがございます。
- ⑦現地審査当日に、審査員が体調不良となった場合は、審査員の変更もしくは延期させていただく場合がございます。
- ⑧事業者様の審査ご出席予定者様の中に体調不良の方がいる場合、審査への出席をご遠慮いただくか、審査を延期させていただく場合もございます。
- ⑨感染症に関する事案で現地審査予定日が不都合になった場合、事務局までご連絡ください。当日でも日程を

延期させていただきます。

⑩在宅勤務および自宅待機等により、現地審査日の変更をご希望の事業者様は、事務局までご連絡ください。

<日程調整について> (2020年12月8日更新)

申請日順に順次、現地審査日程を連絡しております。

ご申請前の現地審査日程予約は受付しておりません。

<その他の審査業務について>

郵便/ゆうパック/レターパック/宅配便は受取り対応します。電子メール/ファイル転送での受付も可能です。事務所への直接来盟による申請、提出についてはご遠慮ください。

<審査会での登録/更新判定>

公表通りの日程で審査会を実施します。

<更新申請期間について> (2021年1月7日更新)

更新申請期間のルールは JIPDEC の公表内容（詳細は[こちら](#)）に準じます。

P マーク付与契約の有効期間の満了日が 2021 年 4 月 1 日以降の事業者様の更新申請期限は、有効期間満了の 8 か月前の日から 4 か月前までとなります。

緊急事態宣言の再度発出により、ご申請が遅れる場合は事前にご連絡ください。

<新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q&A>

(2021年1月7日更新)

JIPDEC の HP に標題の件が公表されています。[こちら](#)をご確認ください。